

平成 21 年 3 月 17 日

技3通 09-005

## 設計施工基準第3条に係る結果通知書

タケイ工業株式会社 御中

株式会社 住宅あんしん保証



技術管理部

平成21年2月26日付で申請のあった「タケイ進化コンクリート法防水」については、下記2. に掲げる部分が「あんしん住宅瑕疵保険設計施工基準」に適合していませんが、承認申請書の審査の結果、同基準と同等の性能を有するものであることを確認いたしましたので通知いたします。

### 記

#### 1. 対象工法

タケイ工業株式会社が供給する混和材、塗布材を使用しタケイ工業株式会社が定める施工基準に基づき施工されたもの。

#### 2. 第3条申請に基づき審査を行った部分

雨水の浸入防止する部分のうち、次に掲げる部分。

##### (1) 防水工法

① 第14条第2項に掲げる表(防水工法の種類)

##### (2) 勾配

① 防水下地面の勾配は、1/50以上とする。(第17条)

#### 2. その他

- ・審査を行った部分の他は「あんしん住宅瑕疵保険設計施工基準」に準拠することを条件とする。
- ・審査を行った部分に変更があった場合は、この書面の効力を失うものとする。

注意)この通知書は、大切に保管しておいてください。